

第18回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月7日（金）午後2時00分～午後2時10分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸栄一 係長 田中敏明 主事 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第18回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第18回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号9番金子節夫委員、同じく10番横山正行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（田中）	<p>議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。平成30年12月7日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
10番（横山）	<p>10番横山です。12月4日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。</p> <p>申請内容は分家住宅用地です。既存の宅地部分だけでは面積が不足な為、申請地を転用したいとのことです。第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。平成30年12月7日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から4番につきまして、内容は議案書記載の通りでありまして、資料については、5ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第18回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

平成31年1月11日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 金子 節夫

委員 横山 正行